

所 得 区 分

自己負担については1割負担(色の部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

一定所得以下

中間的な所得

一定所得以上

生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≤82万6千5百円	市町村民税非課税 本人収入>82万6千5百円	市町村民税<3万3千円 (所得割)	3万3千円≤市町村民税<23万5千円 (所得割)	23万5千円≤市町村民税 (所得割)
(1)負担0円	(2)負担上限額 2,500円	(3)負担上限額 5,000円	(4)負担上限額:医療保険の自己負担限度額		(5)公費負担の 対象外 (医療保険の負担割合・負担上限額)
			※重度かつ継続		
			(4)のうち 重度かつ継続 自己負担額 5,000円	(4)のうち 重度かつ継続 自己負担額 10,000円	(5)のうち 重度かつ継続 自己負担額 20,000円

(注意)収入には障害年金等、特別児童扶養手当等も含まれます。ただし、障害年金生活者支援給付金は**含みません**。

※重度かつ継続

- ①医療保険の多数該当の者
- ②主病名がICD-10におけるF0～F3、G40に該当のもの
- ③3年以上の精神医療の経験を有する医師により以下の症状を示す精神障害のため計画的集中的な通院医療を継続的に要すると診断されたものとして、認定を受けたもの
 - ・情動及び行動の障害
 - ・不安及び不穏状態

(5)につきましては重度かつ継続に該当する場合は、20,000円までとなり、令和9年3月31日までの特例措置になっております。令和9年4月1日以降は制度対象外となります。(令和7年7月1日現在)